
協会ニュース

No. 26

平成28年5月10日

(一社)山口県LPガス協会

〒753-0074 山口市中央4丁目5-16

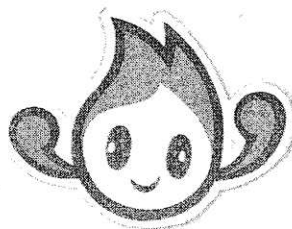
TEL: (083) 925-6361 FAX: (083) 923-8366

Eメール: yamalpgasu@mx52.tiki.ne.jp

***** 目次 *****

・平成28年度組織改編と担当職員及び事務分掌等	1
・平成28年度液化石油ガス販売事業者等保安指導方針	3
・新たな需要開発推進運動・3カ年計画	5
・販売価格の明示（LPガス販売指針の改訂関係）	7
・防災協定の締結・今後の取組	11
・平成27年度実施事業の概要	14
・平成27年度保安関係表彰	16
・ガス警報器工業会リメイク運動表彰	16
・平成27年液化石油ガス関係事故の発生状況	17
・平成26年家庭用エネルギー転換調査結果	18
・その他(総会の日程)	21

LPガス
人と地球にスマイルを



事 務 連 絡

平成28年(2016年)4月1日

液化石油ガス販売事業所

保安機関の代表者様

液化石油ガス充てん事業者

山口県 消防保安課 産業保安班

平成28年度組織改編と担当職員及び分掌事務等について

平成28年4月の人事異動に伴い、下記のとおり担当職員及び分掌事務等が変更になりましたので、よろしくお願いいたします。

記

1 産業保安班の体制及び組織について

総務部長	渡邊 繁 樹	主任: 藤 井 明
総務部次長	佐 田 邦 男	主任: 有 田 健 二
総務部危機管理監	坂 本 竜 生	主任: 梶 原 文 裕
消防保安課長	原 田 聡	主任技師: 岸 田 文 嗣
		技 師: 西 嶋 康 行
班長・調整監	主 査	技 師: 斉 藤 諒 介
村 田 耕 三	柴 田 一 雄	嘱 託: 上 田 一 好
		嘱 託: 吉 武 明 彦
		臨時職員: 松 崎 聡 美

※下線部は4月転入者等

2 連絡先・直通電話番号等

〒753-8501 山口市滝町1番1号(県庁本館棟2階)

山口県 総務部 消防保安課 産業保安班

電話: 083-933-2374 FAX: 083-933-2408

消防保安課のホームページアドレス

<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/all600/index/>

☆ 勤務時間外における事故発生時等の緊急連絡先 ☆

防災危機管理課・消防保安課 当直室 : 083-933-2390
(携帯電話: 090-2296-1699(村田)、090-8993-6123(柴田))

※石油コンビナート等災害防止法に係る異常現象は所轄消防本部へ第一報を通報

3 分掌事務について

分 掌 事 務	担 当 者 (副担当)
産業保安行政の総括に関する事項 コンビナート保安対策の推進に関する事項	村 田 班 長
高圧ガス保安行政の推進・調整に関する事項 【山口県高圧ガス保安協会との調整に関する事項】	柴 田 主 査
コンビナート事業所の保安管理の推進に関する事項、コンビナート等保安規則・一般高圧ガス保安規則の許認可及び運用に関する事項（周南市・防府市・山口市の区域）、【認定検査実施者の指導及び連絡・調整に関する事項】	藤 井 主 任 (齊藤 技師)
冷凍保安規則の許認可及び運用に関する事項（岩国市・柳井市・光市・下松市・周防大島町・和木町・上関町・田布施町・平生町・周南市・防府市・山口市の区域）、液化石油ガス法・液化石油ガス保安規則の許認可及び運用に関する事項（県東部支部）、【(一社)山口県LPガス協会との調整に関すること】、【高圧ガス保安大会に関する事項】	有 田 主 任 (西嶋 技師)
コンビナート等保安規則・一般高圧ガス保安規則の許認可及び運用に関する事項（下関市・宇部市・山陽小野田市・美祢市・長門市・萩市・阿武町の区域）、容器保安規則の許認可及び運用に関する事項	梶 原 主 任 (柴田 主査)
石油コンビナート等災害防止法の許認可及び運用に関する事項、山口県石油コンビナート等防災本部に関する事項、【石油コンビナート等総合防災訓練に関する事項】、【特別防災区域協議会との調整に関する事項】	岸田 主任技師 (梶原 主任)
冷凍保安規則の許認可及び運用に関する事項（下関市・宇部市・山陽小野田市・美祢市・長門市・萩市・阿武町の区域）、液化石油ガス法・液化石油ガス保安規則の許認可及び運用に関する事項（県西部支部）	西 嶋 技 師 (有田 主任)
コンビナート等保安規則・一般高圧ガス保安規則の許認可及び運用に関する事項（岩国市・柳井市・光市・下松市・周防大島町・和木町・上関町・田布施町・平生町の区域）、高圧ガス試験・免状交付事務に関する事項	齊 藤 技 師 (柴田 主査)
液化石油ガス販売事業者の保安指導に関する事項（県東部支部）	上 田 囁 託
液化石油ガス販売事業者の保安指導に関する事項（県西部支部）	吉 武 囁 託

注1：分掌事務欄の【 】内の事務は、特命事項。

注2：液化石油ガス販売事業者保安指導の「県東部支部」とは、(一社)山口県LPガス協会の岩国支部、柳井支部、大島支部、光支部、下松支部、徳山支部、都濃支部、防府支部、吉敷支部をいい、「県西部支部」とは、山口支部、宇部小野田支部、厚狭支部、下関支部、豊浦西支部、美祢支部、長門支部、萩支部をいう。

○産業保安班 担当職員の電子メールアドレス

村 田 耕 三 : murata.kouzou@pref.yamaguchi.lg.jp
 柴 田 一 雄 : shibata.kazuo@pref.yamaguchi.lg.jp
 藤 井 明 : fujii.akira@pref.yamaguchi.lg.jp
 有 田 健 二 : arita.kenji@pref.yamaguchi.lg.jp
 梶 原 文 裕 : kajiwara.takehiro@pref.yamaguchi.lg.jp
 岸 田 文 嗣 : kishida.takeshi@pref.yamaguchi.lg.jp
 西 嶋 康 行 : nishijima.yasuyuki@pref.yamaguchi.lg.jp
 齊 藤 諒 介 : saitou.ryousuke@pref.yamaguchi.lg.jp

平成28年度 山口県液化石油ガス販売事業者等保安指導方針

平成28年4月
山口県総務部消防保安課

平成27年度の県の立入保安指導においては、定期点検・調査等の保安業務の未実施や法定期限の超過が、一部の事業者で確認されており、平成22年以来保安指導方針として掲げてきた法令遵守が、未だに徹底されていない状況にある。

また、平成27年の全国のLPガス消費者事故の発生件数は、167件と3年連続で減少したものの、県内においては3件発生し、高止まりの傾向が続いており、大変憂慮すべき状況にある。

このため、LPガス消費者保安及び自主保安促進の観点から、本年度も引き続き、LPガス販売事業者、保安機関及び特定LPガス設備工事事業者に対し、次に掲げる2項目を重点的に指導・要請する。

1 法令遵守の徹底

2 事故防止対策の徹底

1 平成27年の事故発生状況

(1) 全国

区分	発生件数	発生状況(前年との比較等)
LPガス事故	167件	前年(187件)と比べて、20件減少し、過去3年の平均(219件)を下回ったが、依然高止まりの状況。
B級以上事故	(4件)	
死者数	2人	前年(1人)より1人増加。
傷者数	60人	前年(76人)より、16人減少。
CO中毒、酸欠事故	6件	前年(3件)から、3件増加し、死者は前年(1人)と昨年と同様。
死者	1人	

(2) LPガス消費先における事故発生状況

年	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
全国	105	105	219	239	234	185	204	227	260	210	187	167
山口県	1	0	2	3	2	3	5	5	4	4	4	3

(3) 山口県

平成27年のLPガス消費者事故は3件で、その内1件は浄化センター内の設備解体作業中に、LPガス配管を損傷しLPガスを漏れいさせた事故であり、一般消費者等からLPガス販売事業者への事前連絡がないままに工事が行われており、LPガス販売事業者と一般消費者等との綿密な意思疎通が重要である。

また、県内においては、平成27年はLPガス販売事業者に起因する事故は発生しておらず、今後は、定期的な周知等により、一般消費者等のLPガスの取扱い不備等から起こる事故も、発生させない努力が求められる。

2 平成28年度重点指導事項

平成27年度の立入保安指導において、定期点検・調査の未実施や法定期限の超過等の指摘事項が数多く見受けられた。そのため、一般消費者等に係る事故が、いつ起きてもおかしくない状態と考えられ、適切な設備管理や法令遵守の徹底と自主的な保安確保に向けた努力が、より一層重要となっている。このことから、今年度も引き続き、次の事項を重点的に指導する。

1 法令遵守の徹底

- 定期点検・調査の確実な実施のため、前回実施した定期点検・調査の実施年月日、一般消費者等の氏名の一覧表等により、実施漏れ等を常にチェックし、法定期限内の実施に努めること。
- 訪問時に不在が続く一般消費者等に対しては、書面等で保安業務の重要性を周知するとともに、周知頻度や時間帯を変え、継続的な訪問を行う等、保安業務の期限内の確実な実施に取り組むこと。
なお、その後も不在が続く場合には、訪問記録等を保存しておくこと。

立ち入り保安指導重点事項

- ◎定期点検・調査の確実な実施
(定期点検・調査の一覧表等により、漏れなく確実に実施のこと)

2 事故防止対策の徹底

- ガス事業者以外の者が行う建設工事等に伴い、ガス管を損傷するなどの事故を防止するため、LPガス販売事業者は法定の周知や点検・調査以上の頻度での一般消費者等との接点を増やし、ガス事業者以外の者が行う建設工事等の前には確実に連絡を取り合える一般消費者等との信頼関係を構築するよう努めること。
- 調整器、高圧ホース等については、メーカーの交換推奨期限を超えて使用した機器からの漏えい事故等が多く発生している。また、マイコンメーター、警報器等は事故を未然に防ぐ保安機能を有していることから、これらの機器の期限管理を徹底するよう努めること。

立ち入り保安指導重点事項

- ◎LPガス消費者事故の撲滅
(一般消費者等との信頼関係構築のための工夫した周知等の実施)

新たな需要開発推進運動・3カ年計画

平成25年度から27年度まで、『進化するLPガス』『究極のライフラインLPガス』『人を育むLPガス』を柱として「需要開発推進運動」を実施してきました。

平成28年度からは、この3年間の実績を踏まえて、都道府県協会の主体性を活かしながら、新たな3年間の実施計画を作成し、さらに「需要開発推進運動」を進めて行くこととなりましたので、皆様のご協力をお願いします。

また、青年部会においても、平成28年度から火育・食育等に取り組むことと決定していますので、よろしくお願いします。

平成28年以降の需要開発推進運動の進め方について（ガイドライン）（抄）

（一社）全国LPガス協会

1. 運動の概要

需要開発推進運動については、恒久的な運動として継続いたします。

これまでの全国一律の運動内容から、都道府県協会を中心に自ら決めた活動に則り運動を実施することと致します。

（1）運動方針

「より多くのお客さまに、より多くのLPガスをお届けする」。この目標を実現するために掲げた以下のテーマ「三本の矢」を推進することにより、更なるLPガスの需要拡大を図る。

①『進化するLPガス』：LPガス高効率機器の販売強化—

エネファーム、エコジョーズ、ハイブリッド給湯器、Siセンサーコンロ等の高効率ガス機器の拡販のため、各機器メーカー等と協力して成功事例のセミナーや販売、リースの活用等の研修会などを通じて更なる普及を目指す。

②『究極のライフラインLPガス』：「公共施設にLPガス機器の常設・常用を！」

都道府県協会が進めている地方自治体との防災協定の締結などの機会を糧として災害用バルク（LPガス容器含む）、GHP等のLPガス機器や設備を地方自治体、病院、福祉施設等に対し積極的に提案をする。

導入推進に当たっては国、地方自治体の補助制度の有効活用も提案する。

また、災害等緊急時に大きな役割を果たすLPガス自動車の普及を目指す。

③『人を育むLPガス』：子供達への火育・食育の推進—

次世代教育の一環として、「火育」「食育」について、教育機関等への出前教室等の機会を得ながら子供達へ火と炎を身近なものとするライフスタイルを復活させる事が重要である。LPガスの良さを多くの人々に伝える草の根運動の一環として実施するとともに、LPガスの常設・常用へのPR活動へ連動させる。

独自の主な活動	実施計画(案)		
	平成28年度 (H28.4~H29.3)	平成29年度 (H29.4~H30.3)	平成30年度 (H30.4~H31.3)
I. 進化するLPガス			
1. LPガス機器需要開発セミナーの開催	・全支部を対象として実施(参加予定者150名)	・全支部を対象として実施(参加予定者200名) ・少人数による実践販売に直結するセミナー(全3回)	・全支部を対象として実施(参加予定者250名) ・少人数による実践販売に直結するセミナー(全5回) ・工務店や設計事務所等との連携セミナー(1回)
2. お客様向けキャンペーンの実施	・8月から9月まで実施(一般消費者対象) ・10月から12月まで実施(購入者対象)	・8月から9月まで実施(一般消費者対象) ・10月から12月まで実施(購入者対象) ・キャンペーンにおける広報の拡充(他の行事との連携等)	・8月から9月まで実施(一般消費者対象) ・10月から12月まで実施(購入者対象) ・キャンペーンにおける広報の拡充(他の行事との連携等)
3. お客様向け出張展示会の実施	・2会場で実施(参加者予定者200名)	・3会場で実施(参加者予定者300名)	・4会場で実施(参加者予定者400名)
II. 究極のライフラインLPガス			
1. 防災協定の締結の推進	・締結率90%から100%の向上を目指す。 ・協会役員により未締結の自治体への訪問活動を実施	・締結済み支部において物資供給のシミュレーション実施(5ヶ所) ・締結済み自治体と連携し、防災訓練への参加。(5ヶ所)	・締結済み支部において物資供給のシミュレーション実施(5ヶ所) ・締結済み自治体と連携し、防災訓練への参加。(5ヶ所)
2. LPガスの常設常用への取組み	・LPガスを使用していない避難所等の公共施設へ要望(10箇所)	・LPガスを使用していない避難所等の公共施設へ要望(9箇所) ・避難所となる学校への電源自立型GHP、LPガス発電機、バルク導入への推進を実施(5ヶ所)	・LPガスを使用していない避難所等の公共施設へ要望(7箇所) ・避難所となる学校への電源自立型GHP、LPガス発電機、バルク導入への推進を実施(5ヶ所)
3.			
III. 人を育むLPガス			
1. 火育マイスター講習会の開催	・青年部会を中心に実施準備	・青年部会を中心に実施(1回 20名)	・青年部会を中心に実施(2回 40名)
2. 全国親子クッキングコンテストへの参画等	・親子ふれあい料理教室等の実施(4回) ・親子クッキングコンテストへの広報(県内全小学校)	・親子ふれあい料理教室等の実施(6回) ・料理教室の拡充し、対象者の幅を「主婦向け」「男性向け」等に拡充して実施(各1回) ・親子クッキングコンテストへの広報(県内全小学校)	・親子ふれあい料理教室等の実施(3回) ・料理教室の拡充し、対象者の幅を「主婦向け」「男性向け」等に拡充して実施(各2回) ・親子クッキングコンテストへの広報(県内全小学校)
3. 教育機関等への「火育・食育」に関する出前授業等	・小学校を中心とした出前授業(火おこし・LPガスの基礎知識等)を実施(1ヶ所)	・小学校を中心とした出前授業(火おこし・LPガスの基礎知識等)を実施(2ヶ所) ・未就学児対象の出前授業(紙芝居)を実施(2ヶ所)	・小学校を中心とした出前授業(火おこし・LPガスの基礎知識等)を実施(3ヶ所) ・未就学児対象の出前授業(紙芝居)を実施(3ヶ所)

販売価格の明示（LPガス販売指針の改訂関係）

今後、電気、ガスの自由化の中で、消費者のLPガス等の価格に対する意識が高まっていくことが予想されます。

そのような中であって、LPガスがお客様から選択されるエネルギーになるためには、価格の明示が重要となっていくしますので、今後、14条書面での価格の表示、標準的な料金表の店頭への備え置き、ホームページの活用（標準的な料金の公表）、請求書、領収書、検針票等への料金内訳の記載等により、お客様の信頼を得ることなどについて留意いただくようお願いいたします。

○液化石油ガス法（書面の記載内容）

一般消費者等とLPガスの販売契約を締結したときは、次の事項を記載した書面を当該一般消費者などに交付しなければならないこととなっています。

書面に記載した事項を変更したときは、変更部分についても、再交付をすることとなっています。

液化石油ガス法第14条（書面の交付）

- 1 液化石油ガスの種類
- 2 液化石油ガスの引渡しの方法
- 3 供給設備及び消費設備の管理の方法
- 4 消費設備の調査の方法及び調査の結果、技術基準に適合していないときのとるべき措置
- 5 7区分の保安業務の内容とその実施者（認定保安機関）の名称等
- 6 その他経済産業省令で定める事項

液化石油ガス法施行規則第13条（書面の記載事項）

- 1 販売事業者及び保安機関の責任に関する事項
- 2 一般消費者等の責任に関する事項
- 3 計量の方法
- 4 質量により販売した場合であって消費されないものの引取りの方法
- 5 価格の算定方法、算定の基礎となる項目及び算定の基礎となる項目についての内容の説明
- 6 供給設備及び消費設備の所有関係
- 7 供給設備及び消費設備の設置、変更、修繕及び撤去に要する費用の負担方法
- 8 販売事業者の所有する消費設備を一般消費者等が利用する場合において、一般消費者等が支払うべき費用の額及び徴収方法（消費設備の所有権が販売事業者にある場合に限る。）
- 9 消費設備に係る配管について、販売契約解除時に販売事業者から一般消費者等に所有権を移転する場合の清算額の計算方法（消費配管の所有権が販売事業者にある場合に限る。）
- 10 保安機関の名称、住所及び連絡方法

LPガス販売指針

第5章 料金の透明性の確保

3. 料金情報の積極的な提供

消費者の理解を得るためにも、LPガス料金情報を積極的に提供するよう努めなければなりません。具体的な方策としては、次のことについて十分な対応が必要です。

(2) 情報提供の手段・方法

① 標準的な料金表の備え置き

販売事業者は、自社の標準的な料金表を店頭に備えて置き、消費者等からの問い合わせ等があった場合には、その標準的な料金表に基づいて説明しましょう。

② ホームページ等の活用

販売事業者は、価格の算定方法・算定の基礎となる項目や標準的な料金をホームページ等により公表するよう努めましょう。

③ 料金内訳の明記

請求書又は領収書に基本料金・従量料金及び設備貸付料などの内訳を明記するよう努めましょう。

また、省エネが叫ばれていることから、当月分の使用量と前年同月の使用量を比較する観点から、前年同月の使用量を請求書・領収書・検針表などに記載するよう努めましょう。

【掲載例】

【例1-1】

液化石油ガス料金表 (例)

液化石油ガス価格算定基礎

- 基本料金＝①供給側配管
 ②LPガスメーター器
 ③LPガス容器
 ④供給設備点検及び調査、管理費等
 ⑤自動切替調整器、敷石、チェーン等
 ⑥その他固定費を回収するもの

従量料金＝①LPガス原価

②LPガス配送費

③一般販売経費 (人件費、保安費、管理費等)

基本料金＝LPガスの使用に関係なく一律に徴収する料金

従量料金＝使用量に応じて徴収する料金

0.1㎡～20.0㎡以下	1㎡当り 円	20.1㎡～40.0㎡以下	円
40.1㎡～60.0㎡以下	円	60.1㎡以下～	円

LPガス料金表 (料金＝基本料金＋従量料金×使用した量)

5㎡	円	10㎡	円	15㎡	円	20㎡	円
25㎡	円	30㎡	円	35㎡	円	40㎡	円
45㎡	円	50㎡	円	55㎡	円	60㎡	円
65㎡	円	70㎡	円	75㎡	円	80㎡	円
85㎡	円	90㎡	円	95㎡	円	100㎡	円

(注) ボイント別か1㎡毎の料金表を作る。

*液化石油ガス価格に関する法律

省令第13条 (書面の記載事項)

第5号	液化石油ガスの価格の算定方法、算定の基礎となる項目及び算定の基礎となる項目についての内容の証明
-----	---

一【通達】

「価格の算定方法」とは、どれだけ量の液化石油ガスを使用した場合に、それぞれの価格を請求されるか、その価格の計算方法 (例えば「料金＝基本料金＋従量料金×使用した量」等) のことである。「算定の基礎となる項目」とは、一定使用量 (1㎡等) 毎に請求する額、使用量の如何に係わらず請求する額等、計算の基礎となる金額に相当する項目のこと (例えば、基本料金：○○円、従量料金：1㎡当り○○円等)。「算定の基礎となる項目」についての内容の証明」とは、基本料金・従量料金 (組合により、その他、設備の利用料等) 等にはどのような費用が含まれるか (例えば、基本料金は容器・メーター等の固定費を回収するものである等) についての簡明な記載のこと。コスト計算等詳細な記載を要求するものではない。

【例1-2】

LPガスをご利用いただきありがとうございます。

販売店名
住所
電話
担当名

通知日： 年 月 日

お客様番号	氏 名
	様

検針結果のお知らせ

今回の検針年月日 年 月 日	ご使用期間、ご使用日数 自 月 日 ~ 至 月 日															
今回指示数 m3	前回指示数 m3															
該当月及びガス使用量 年 月分 m3ご使用																
消費税込み請求予定金額																
<hr style="width: 50%; margin: auto;"/> 円																
<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 30%;">(金額内訳)</td> <td style="width: 40%;">基本料金</td> <td style="width: 30%; text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>従量料金</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ガス器具の割賦代金</td> <td style="text-align: right;">円(注)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>配管設備費の割賦代金</td> <td style="text-align: right;">円(注)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>消費税</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> </table>		(金額内訳)	基本料金	円		従量料金	円		ガス器具の割賦代金	円(注)		配管設備費の割賦代金	円(注)		消費税	円
(金額内訳)	基本料金	円														
	従量料金	円														
	ガス器具の割賦代金	円(注)														
	配管設備費の割賦代金	円(注)														
	消費税	円														
お支払いまたは口座振替予定日 月 日	取引銀行 銀行 支店 口座番号 口座名															

(注)ガス器具の割賦代金、配管設備費の割賦代金は、
割賦扱いの場合のみの適用となります。

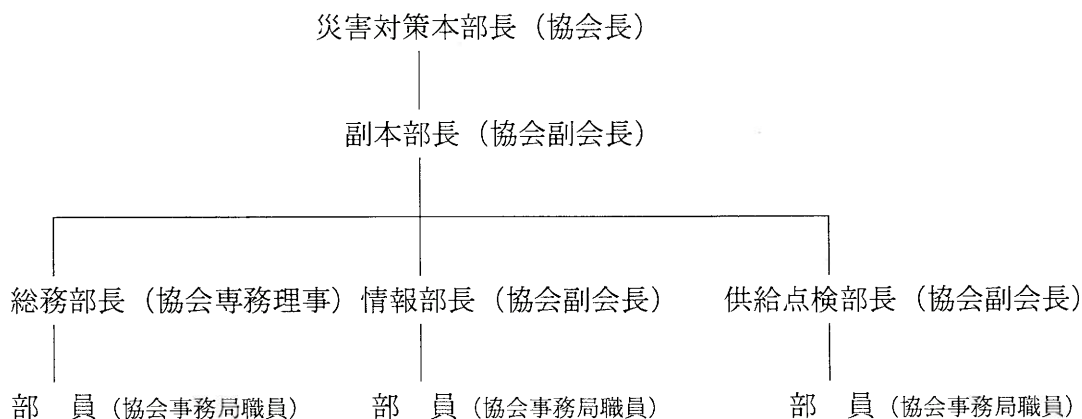
防災協定の締結・今後の取組

県内自治体防災協定締結状況				
				H28.3.31
	締結(調印)年月日	市町名	支部名	備考
1	H18.4.1	長門市	長門支部	
2	H9.9.17	山口県	県協会	
3	H26.9.12	柳井市	柳井支部	
4	H26.10.2	平生町	柳井支部	
5	H26.11.10	萩市	萩支部	
6	H26.11.14	田布施町	柳井支部	
7	H27.2.12	光市	光支部	
8	H27.2.16	阿武町	萩支部	
9	H27.3.11	防府市	防府支部	締結式なし
10	H27.3.23	山口市	山口吉敷 防府徳地支部	
11	H27.3.26	山陽小野田市	宇部・小野田 厚狭支部	
12	H27.10.1	周南市	周南 都濃 光支部	
13	H27.10.5	宇部市	宇部・小野田 厚狭支部	
14	H27.10.22	下関市	下関 豊浦西支部	
15	H27.12.1	周防大島町	大島支部	締結式なし
16	H27.12.16	美祢市	美祢支部	
17	H27.12.22	岩国市	岩国支部	
18	H28.1.7	上関町	柳井支部	締結式なし
19	H28.3.22	和木町	岩国支部	
20	H28.3.23	下松市	下松支部	締結式なし

平成27年度内に、県内すべての自治体と防災協定を結ぶことができました。
 今後は、防災協定の締結を踏まえた災害対応の体制等を万全にしていきたいと考えます
 ので、よろしくお願いします。

山口県LPガス災害対策本部の体制及び業務分担表

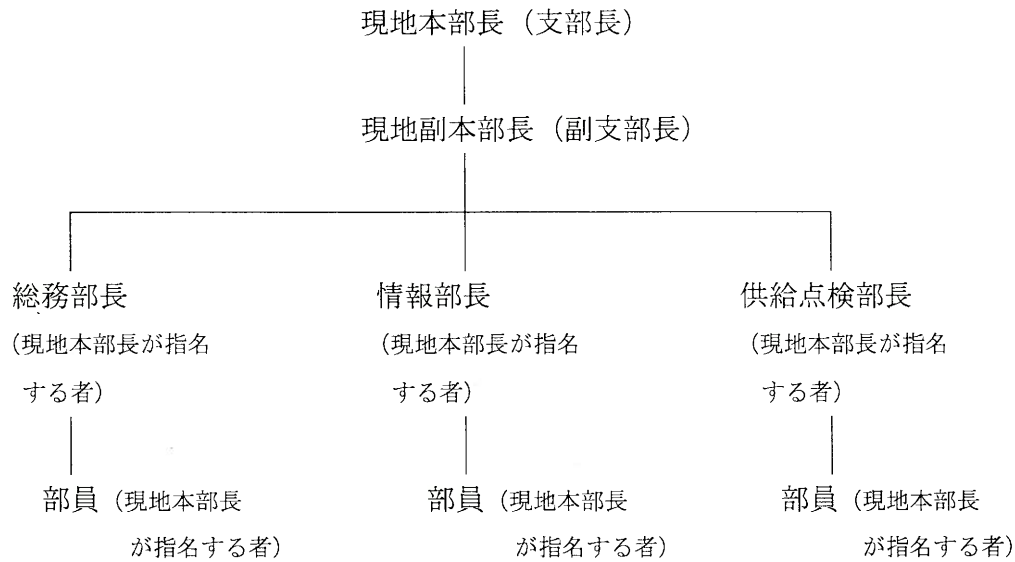
※LPガス協会災害対策マニュアルによる



(所掌事務)

- | | | |
|--|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・マスコミ等への広報活動 ・関係官庁・団体及び協会
支部等の連絡調整 ・支援者との連絡調整 ・その他必要な業務 | <ul style="list-style-type: none"> ・災害関係情報の収集、分析
伝達 ・現地本部の活動支援
及び要請受託等 ・その他必要な業務 | <ul style="list-style-type: none"> ・緊急対策、応急点検及び復旧
措置等の調整 ・緊急支援物資の応急調達等 ・その他必要な業務 |
|--|---|---|

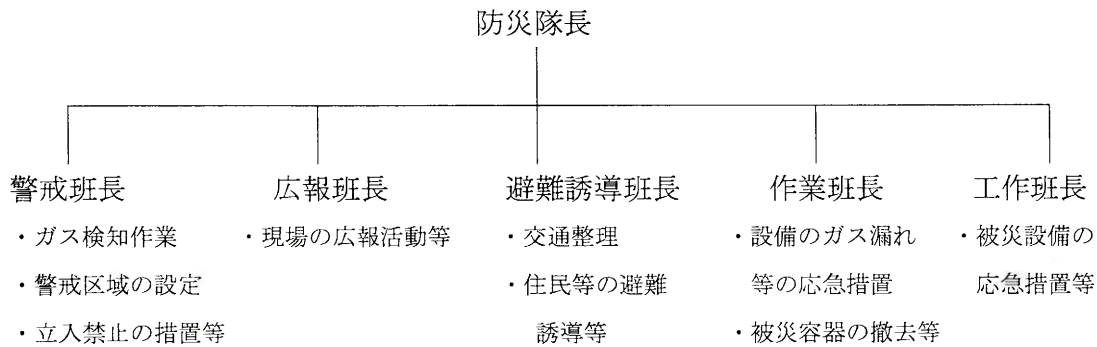
山口県LPガス協会支部現地本部の体制及び業務分担表



(所掌事務)

- | | | |
|---|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・被災状況の把握及び本部への情報提供 ・広報活動 ・地域住民への対応 ・その他必要な業務 | <ul style="list-style-type: none"> ・被災事業者の実態把握及び本部への支援要請 ・緊急保安活動状況の本部への報告 ・緊急点検、災害復旧対策に必要な要員及び物資の調達 ・その他必要な業務 | <ul style="list-style-type: none"> ・緊急対応措置の実施 ・公共施設・避難所等への応急供給の実施 ・LPガス及び関連機材の緊急輸送 ・その他必要な業務 |
|---|---|--|

◇ 供給点検部長の下に、必要に応じて次の体制を設置するものとする。



平成27年度実施事業の概要

- 1 保安関係
 - ・従業員保安講習等講習会の実施（6回）
 - ・充填所等防災訓練の実施（県下10地域）
 - ・LPガス安全応援推進運動“すべてはお客様の安心のために”の推進
 - ・災害対策マニュアルの改訂等
- 2 競合エネルギー対策関係
 - ・Siセンサーコンロ、高効率給湯器及び暖房機器キャンペーンの実施（P15参照）
 - ・家庭用エネルギー転換調査の実施（P18～20参照）
 - ・電力自由化講演会（平成28年2月18日）
- 3 広報関係
 - ・LPガスのイメージアップを図るほか、CO中毒事故防止等の保安事業やお客様相談所PRのためにテレビ等マスメディアを通じて広報を実施
 - ・HPの更新
- 4 自動車部会関係
 - ・オートガススタンド保安確保運動の実施等
- 5 青年部会関係
 - ・使用期限切れガスメーター回収事業の実施（7899台）
 - ・収益金を使って、公共施設等に液化石油ガス燃焼器（33台）や発電機等防災資機材（1組）を寄贈
 - ・火育・食育活動への協力の方針決定
- 6 講習関係
 - ・資格取得講習の実施（9講習）
 - ・法定義務講習の実施（4講習）
 - ・延日数 30日、延受講者数 800名
- 7 需要開発推進運動関係
 - ①防災協定の締結
 - ・5市（周南市、宇部市、下関市、美祢市、岩国市）、2町（周防大島町、上関町）
 - ②火育・食育活動
 - ・火育：火育教室（防府徳地支部）
 - ・食育：食育教室（下松支部）
 - ③需要開発セミナーの開催（平成27年10月26日）

ぶちええね！キャンペーン販売店コンテスト結果

順位	Siセンサーコンロ	高効率給湯器	暖房器具
1	(有)アダチ	(有)アダチ	(有)はしもと
2	村重石油液化瓦斯部	(有)上野石油ガス	(株)三友新田分室
3	富田商店	(株)野原石油	山田日之出ガス(株)防府営業所
4	高山石油ガス(株)防府充填所	(有)はしもと	(有)福本金物店
5	(株)野原石油	防府日石ガス(株)	高山石油ガス(株)防府充填所
6	防府日石ガス(株)	村田ガス設備(株)	ホームタウン(有)
7	ホームタウン(有)	小郡製氷(株)	富田商店

ぶちええね！キャンペーン支部コンテスト結果

順位	Siセンサーコンロ			高効率給湯器			暖房器具		
	支部名	応募者数(A)	応募者÷消費者 戸数×1000	支部名	応募者数(B)	応募者÷消費者 戸数×1000	支部名	応募者数(C)	応募者÷消費者 戸数×1000
1	都濃	68	9.413	防府徳地	68	2.966	防府徳地	75	3.272
2	防府徳地	183	7.983	都濃	20	2.769	宇部小野田	30	0.524
3	光	88	5.187	光	34	2.004	下関	16	0.423

平成27年度保安関係表彰

平成27年度において、次の皆様が、高圧ガス保安関係の大会において表彰を受賞されました。誠にありがとうございます。（敬称略）

○経済産業大臣表彰（平成27年10月23日：高圧ガス保安全国大会で表彰）

- ・優良販売事業者 有限会社上野石油ガス
- ・優良製造保安責任者 山野時男（エネックス株）
- ・優良業務主任者 森上憲政（富士産業株）

○高圧ガス保安中国四国産業保安監督部長表彰（平成27年11月11日：中国地域高圧ガス保安大会で表彰）

- ・優良業務主任者 磯部克則（磯部商店）

○山口県知事表彰（平成27年10月16日：山口県高圧ガス保安大会で表彰）

- ・保安功労者 岡村清孝（山口合同プロパン株）
- ・優良事業所 株式会社えびすや
有限会社下関燃料
服部産業株式会社
- ・優良保安責任者 岩本好雄（防府日石ガス株）

ガス警報器工業会リメイク運動表彰

ガス警報器工業会では、ガス警報器の設置・交換運動（リメイク運動）を実施し、その一環として、LPガス消費者保安推進大会において、達成率、向上率、期限切れ一掃率の3部門の上位各6者の表彰を行っています。

平成27年度表彰（平成27年10月22日）において、本協会は、達成率部門で5位となり、3年連続の表彰を受賞しました。

皆様のご協力、ありがとうございました。

平成27年液化石油ガス関係事故の発生状況

NO	月 日	発生場所	事 故 概 要
1	2月26日 16：30頃	山陽小野田市 浄化センター	<p>解体業者が、小野田浄化センター（し尿処理場）の機器解体中に解体部位を落下させた。その影響で近傍に敷設してあったLPガス配管のエルボ継手ねじ込み部付近からガスが漏えいした。</p> <p>LPガスはガスメーターにより自動遮断され、火災の発生はなかった。</p>
2	6月4日	周南市大向	<p>毎月の検針時に20kg容器2本がないことに気づき、消費者に連絡後盗難であることが確認されたので警察に届ける。</p> <p style="text-align: center;">（容器の盗難）</p>
3	6月7日 9：00頃	岩国市門前 一般住宅	<p>ガステーブルコンロの点火不良で点火操作を繰り返したことにより、漏えいしたガスに点火時の火花が引火、爆発したものと推定される。</p> <p>点火不良は煮こぼれ等によるバーナーの汚れが原因と推定され、この小爆発によってコンロを操作した者が頭部に火傷をおった。</p>
4	11月13日 18：30頃	山口市矢原 集団供給団地	<p>消費者からガスがでないとの連絡があり、現地調査を行ったところ、数戸の消費者先のガスメーターがBR表示しており、ガス供給が遮断されていた。</p> <p>そのため、貯蔵設備（容器50kg×10本）内の点検を始めたところ、ガス臭がしたので直ちに元バルブを閉止し、容器及び集合装置等の点検を行った。その際、調整器のドレン部から水の流出が確認された。</p> <p>このため、一般消費者には集団供給方式から個別供給に切替えて、ガスの供給を行った。</p> <p>この事故の原因は、埋設水道管から漏えいした水が水圧と共に土砂と混ざり合い、近接したLPガス管を研磨し損傷させる「サンドエロージョン」により、LPガス管に孔を開けたものと推定される。</p>

平成27年家庭用エネルギー転換調査結果

家庭用エネルギー転換調査（過去5年間の推移）						単位：件
	23年	24年	25年	26年	27年	平均
1 ①LPガスからオール電化（コンロ、給湯とも電気）への転換	2,422	1,920	1,911	1,639	1,242	1,827
②LPガスコンロ⇒IHクッキングヒーターのみの転換	967	773	607	494	380	644
③LPガス給湯器⇒電気温水器・エコキュートのみの転換	80	89	55	51	42	63
④LPガスから電気への転換合計 ①+②+③	3,469	2,782	2,573	2,184	1,664	2,534
2 LPガスから都市ガスへの転換	711	1,042	1,033	724	880	878
3 LPガスから石油給湯器への転換	24	10	24	14	13	17
4 計(1④+2+3)	4,204	3,834	3,630	2,922	2,557	3,429
転換割合 転換数④÷消費者戸数(10) (%)	0.91	0.74	0.70	0.60	0.46	0.69
転換数 4÷消費者戸数(10)	1.10	1.02	0.98	0.81	0.71	0.93
5 ①オール電化（コンロ、給湯とも電気）から、全てLPガスへの転換	55	30	22	28	13	30
②IHクッキングヒーター⇒ LPガスコンロのみの転換	21	16	32	29	21	24
③電気温水器・エコキュート⇒ LPガス給湯器だけの転換	91	133	123	126	136	122
④電気からLPガスへの転換 ①+②+③	167	179	177	183	170	175
6都市ガスからLPガスへの転換	212	242	167	167	312	220
7石油給湯からLPガス給湯への転換	1,159	1,427	1,416	1,216	1,180	1,280
8 計(5④+6+7)	1,538	1,848	1,760	1,566	1,662	1,675
9 8-4=差引減少数	-2,666	-1,986	-1,870	-1,356	-895	-1,755
差引減少割合 (%) 転換数(9)÷消費者戸数(10)	0.70	0.53	0.51	0.37	0.25	0.47
10 消費者戸数(推計含む)	382,225	374,763	369,035	362,857	358,233	369,423

※ ()はガス販売店の電化件数

家庭用エネルギー転換調査 (平成27年1月～12月)

単位:件

	岩国	大島	柳井	光	下松	徳山	都濃	防府	山口
1 ①LPガスからオール電化 (コンロ、給湯とも電気)への転換	188	41	117	69	105	43	38	81	171
	219	14	86	70	24	19	42	36	107
②LPガスコンロ⇒IHクッキングヒーターの みの転換	70	16	45	39	2	3	21	25	18
	55	4	34	17	0	15	11	29	23
③LPガス給湯器⇒電気温水器・エコ キュートのみの転換	6	1	6	4	0	2	4	8	5
	8	0	3	6	0	3	5	4	3
④LPガスから電気への転換合計	264	58	168	112	107	48	63	114	194
①+②+③	282	18	123	93	24	37	58	69	133
2 LPガスから都市ガスへの転換	1	0	0	21	36	59	4	93	253
	9	0	4	39	37	177	2	85	264
3 LPガスから石油給湯器への転換	2	0	0	0	7	0	3	0	0
	3	0	0	0	2	0	3	0	1
4 計(1④+2+3)	267	58	168	133	150	107	70	207	447
	294	18	127	132	63	214	63	154	398
転換割合 転換数④÷消費者戸数(10)	0.49	0.72	0.76	0.78	0.72	0.96	0.95	0.87	1.52
(%) 転換数 4÷消費者戸数(10)	0.55	0.23	0.59	0.78	0.33	1.93	0.87	0.67	1.35
5 ①オール電化(コンロ、給湯とも 電気)から、全てLPガスへの転換	0	0	0	1	0	1	0	0	10
	2	0	0	1	0	0	0	2	3
②IHクッキングヒーター⇒ LPガスコンロのみの転換	8	1	2	0	0	3	1	2	0
	2	0	3	2	0	1	0	2	2
③電気温水器・エコキュート⇒ LPガス給湯器だけの転換	23	0	11	5	19	1	2	21	5
	28	1	19	4	2	0	3	15	15
④電気からLPガスへの転換	31	1	13	6	19	5	3	23	15
①+②+③	32	1	22	7	2	1	3	19	20
6都市ガスからLPガスへの転換	20	0	0	5	6	9	0	27	32
	0	0	0	74	0	17	0	44	32
7石油給湯からLPガス給湯への転換	117	18	98	47	41	35	28	78	73
	209	5	123	32	6	32	17	70	78
8 計(5④+6+7)	168	19	111	58	66	49	31	128	120
	241	6	145	113	8	50	20	133	130
9 8-4=差引減少数	-99	-39	-57	-75	-84	-58	-39	-79	-327
	-53	-12	18	-19	-55	-164	-43	-21	-268
差引減少割合(%)	0.18	0.48	0.26	0.44	0.41	0.52	0.53	0.33	1.11
転換数(9)÷消費者戸数(10)	0.10	0.16	-0.08	0.11	0.29	1.48	0.60	0.09	0.91
10 消費者戸数(推計含む)	54,427	8,111	22,070	16,984	20,714	11,194	7,395	23,841	29,490
	53,412	7,723	21,504	16,964	18,998	11,103	7,224	22,925	29,485

※ 上段:平成26年 下段:平成27年

家庭用エネルギー転換調査 (平成27年1月～12月)

単位: 件

	吉敷	宇部	厚狭	下関	豊浦	美祢	長門	萩	計
1 ①LPガスからオール電化 (コンロ、給湯とも電気)への転換	86 53	340 276	36 25	90 93	17 13	36 34	93 57	88 74	1,639 1,242
②LPガスコンロ⇒IHクッキングヒーターの みの転換	8 9	73 51	5 10	75 51	21 23	4 8	34 25	35 15	494 380
③LPガス給湯器⇒電気温水器・エコ キュートのみの転換	0 1	4 5	0 1	6 2	1 0	1 0	3 0	0 1	51 42
④LPガスから電気への転換合計	94	417	41	171	39	41	130	123	2184
①+②+③	63	332	36	146	36	42	82	90	1,664
2 LPガスから都市ガスへの転換	2 14	22 38	0 0	233 210	0 1	0 0	0 0	0 0	724 880
3 LPガスから石油給湯器への転換	0 0	2 2	0 2	0 0	0	0 0	0 0	0 0	14 13
4 計(1④+2+3)	96 77	441 372	41 38	404 356	39 37	41 42	130 82	123 90	2,922 2,557
転換割合 (%)	0.64	0.77	0.63	1.03	0.64	0.48	0.98	0.54	0.81
転換数(4)÷消費者戸数(10)	0.41	0.65	0.61	0.94	0.64	0.57	0.64	0.4	0.71
5 ①オール電化(コンロ、給湯とも 電気)から、全てLPガスへの転換	0 0	14 0	0 0	1 2	1 0	0 1	0 0	0 2	28 13
②IHクッキングヒーター⇒ LPガスコンロのみの転換	0 1	6 6	1 2	2 0	1 0	1 0	0 0	1 0	29 21
③電気温水器・エコキュート⇒ LPガス給湯器だけの転換	2 4	15 11	2 1	7 5	2 1	0 0	4 12	7 15	126 136
④電気からLPガスへの転換	2	35	3	10	4	1	4	8	183
①+②+③	5	17	3	7	1	1	12	17	170
6都市ガスからLPガスへの転換	1 2	33 22	0 0	34 121	0 0	0 0	0 0	0 0	167 312
7石油給湯からLPガス給湯への転換	16 17	242 232	24 25	256 227	34 25	3 2	25 13	81 67	1,216 1,180
8 計(5④+6+7)	19 24	310 271	27 28	300 355	38 26	4 3	29 25	89 84	1,566 1,662
9 8-4=差引減少数	-77 -53	-131 -101	-14 -10	-104 -1	-1 -11	-37 -39	-101 -57	-34 -6	-1,356 -895
差引減少割合 (%)	0.51	0.23	0.22	0.26	0.02	0.44	0.76	0.15	0.37
転換数(9)÷消費者戸数(10)	0.28	0.18	0.16	0.00	0.19	0.53	0.45	0.03	0.25
10 消費者戸数(推計含む)	15,083 18,937	57,462 57,272	9,480 9,228	39,267 37,845	6,049 5,802	8,461 7,372	13,241 12,788	22,588 22,651	362,857 358,233

※ 上段:平成26年 下段:平成27年

その他

【 総会の日程 】

- 1 日時 平成28年5月26日（木） 13:30～
- 2 場所 山口県セミナーパーク

※案内を今回送付